

# 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第5条に規定する防災工事等推進計画の策定等について

## 第1 防災工事等の推進に関する基本的な方針（法第5条第2項第1号関係）

### 1 都道府県における農業用ため池の概要

都道府県は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「ため池管理保全法」という。）第4条第3項に規定するデータベースに記録された事項等を参照し、当該都道府県内に存する農業用ため池の概要（地勢、社会条件、農業状況、農業用ため池の箇所数、防災工事等に関する基本的な考え方、農業用ため池の所有者・管理者別の箇所数及び割合等を記載する。）を推進計画に記載する（記載例1(1)参照）。

### 2 都道府県における防災工事等の実施状況等

都道府県は、次に掲げる事項について、推進計画を策定する年度の末時点までの防災工事等の実施状況別の箇所数をそれぞれ推進計画に記載する（記載例1(2)参照）。

なお、推進計画を変更した場合は、変更年度の前年度末時点の箇所数を記載する。

#### (1) 防災重点農業用ため池の箇所数

法第4条第1項の規定に基づき指定した防災重点農業用ため池（法第2条第2項に規定する防災重点農業用ため池をいう。以下同じ。）の箇所数を記載する。

ただし、浸水区域（防災重点農業用ため池の指定に当たって、農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域をいう。以下同じ。）に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、農業用ため池の決壊に伴う浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。以下同じ。）が存しなくなった場合、廃止工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事をいう。以下同じ。）を実施した場合等、令に規定する防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなった農業用ため池については、法第4条第3項の規定に基づき防災重点農業用ため池の指定の解除を行い、必要な数を減じた箇所数を記載する。併せて、ため池管理保全法第4条第2項に基づく廃止の届出を行う。

#### (2) 指定した防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況別の箇所数

次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

ア 劣化状況評価（法施行以前に実施された劣化状況評価（法第2条第4項に規定する劣化状況評価をいう。）と同等の評価を含む。以下同じ。）及び地震・豪雨耐性評価（法施行以前に実施された地震・豪雨耐性評価（法第2条第5項に規定する地震・豪雨耐性評価をいう。）と同等の評価を含む。以下同じ。）（以下「劣化状況評価等」という。）を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの

イ 劣化状況評価等を実施し、劣化状況評価又は地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 防災工事（廃止工事を除く。）が完了したもの
- ② 防災工事（廃止工事を除く。）が未了のもの（継続中のものを含む。）
- ③ 廃止工事が完了したもの（農業用水の貯水池として利用される見込みがない防災

重点農業用ため池であって統廃合や代替水源の確保と一体的に廃止工事を行うもの等を含み、法第4条第3項の規定に基づく防災重点農業用ため池の指定の解除に係る手続が未了のものに限る。）

- ④ 廃止工事が未了のもの（廃止工事が継続中のもの、農業用水の貯水池として利用される見込みがない防災重点農業用ため池であって統廃合や代替水源の確保と一体的に廃止工事を行うもの等を含む。）

ウ 劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了のものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 地震・豪雨耐性評価の実施要件（基本指針第3の2(1)に規定する地震・豪雨耐性評価の実施要件をいう。以下同じ。）に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの
- ② 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの（今後地震・豪雨耐性評価を実施した上で必要な防災工事を一体的に実施するものを含む。）
- ③ 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの（今後地震・豪雨耐性評価を実施した上で防災工事の必要性を判断するものを含む。）
- ④ 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの（今後地震・豪雨耐性評価を実施した上で必要な防災工事を一体的に実施するものを含む。）

エ 地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了のものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの（今後劣化状況評価を実施した上で防災工事の必要性を判断するものを含む。）
- ② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの（今後劣化状況評価を実施した上で必要な防災工事を一体的に実施するものを含む。）

オ 劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価のいずれも未了のものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当しないもの（今後劣化状況評価を実施した上で地震・豪雨耐性評価及び防災工事の必要性を判断するものを含む。）
- ② 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当するもの（今後劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施した上で防災工事の必要性を判断するものを含む。）

カ 現に農業用水の貯水池として利用されていないものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 今後廃止工事を行うもの
- ② 廃止工事が完了したもの（ただし、法第4条第3項に基づく防災重点農業用ため池の指定の解除に係る手続が未了のものに限る。）

### 3 都道府県における防災工事等の実施に関する目標

都道府県は、防災重点農業用ため池の決壊による甚大な被害を防止するため、2(2)ア

並びにイ①及び③を除く防災重点農業用ため池について、次に掲げる事項を参考に、法の有効期間内における推進計画を策定する年度の次年度以降の防災工事等を実施する箇所数の目標を記載する。

なお、推進計画を変更する場合は、当該計画を変更する年度以降の防災工事等を実施する箇所数の目標を記載する。

#### (1) 劣化状況評価

2(2)アからウまで及びカを除く全ての防災重点農業用ため池について、劣化状況評価を実施する。推進計画には、2(2)エ及びオの合計を記載する。

#### (2) 地震・豪雨耐性評価

2(2)ア、イ、エ及びカを除き、地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当する防災重点農業用ため池について、地震・豪雨耐性評価を実施する。推進計画には、2(2)ウ③及び④並びにオ②の箇所数の合計を記載する。

また、地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当しないものの、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、地震・豪雨耐性評価を実施する。推進計画には、2(2)ウ②及びオ①のうち、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたものの箇所数を記載する。

#### (3) 防災工事（廃止工事を除く。）

2(2)イ②並びに3(1)の劣化状況評価及び3(2)の地震・豪雨耐性評価を実施し、両方又はいずれか一方の評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等の劣化を改善するための防災工事又は地震若しくは豪雨に対する所要の安全性を備えるための防災工事を実施する。推進計画には、その箇所数を記載する。

#### (4) 廃止工事

現に農業用水の貯水池として利用されていない又は利用する見込みがない防災重点農業用ため池について、廃止工事を実施する（統廃合や代替水源の確保と一体的に行う廃止工事を含む。）。

#### (5) 目標記載に当たっての留意事項

目標の記載に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 劣化状況評価等の結果、防災工事（廃止工事を除く。）が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、その貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度の大きいもの又は劣化が著しく決壊のおそれが高いものを優先し、法の有効期間内に防災工事（廃止工事を除く。）に着手することを目標とする。

イ ただし、防災重点農業用ため池の利用実態の把握後に廃止工事の必要性が判断されること及び劣化状況評価等の結果により防災工事（廃止工事を除く。）の必要性が判断されることから、推進計画に記載する箇所数は、推進計画策定時点で防災工事が必要であると判断されている防災重点農業用ため池の箇所数とする。

推進計画に記載する防災工事の箇所数が最終的な確定値でない場合、推進計画の備考欄等に記載の箇所数の時点（年月）を記入する。

ウ 現に農業用水の貯水池として利用されていない又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池は、管理が十分に行われなくなり、決壊のおそれが高くなることから、管理状況、劣化状況、決壊した場合の影響度、地域の実情等を勘案し、法の有効期間内に優先度の高いものから計画的に廃止工事を実施することを目標とする。

エ 受益面積の減少等により利用率が低い防災重点農業用ため池については、利用者の意向を確認しつつ、統廃合や代替水源の確保と一体的に廃止工事を実施する計画とすることができる。

## 第2 劣化状況評価の実施に関する事項（法第5条第2項第2号関係）

防災重点農業用ため池の多くは、堤体、洪水吐き、樋管等において一定程度以上の漏水・変形等といった劣化が進行しており、劣化状況評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者がこれらの状況について現地で計測等を行い、その結果に基づき劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び防災工事の必要性の判断に当たっては、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

### 1 劣化状況評価の推進計画

防災重点農業用ため池については、法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手することを目標とする。

このため、防災工事の実施に要する期間を考慮し、対象となる全ての防災重点農業用ため池について劣化状況評価を計画的に行うことが重要である。

推進計画においては、計画的に劣化状況評価を実施するため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、それぞれの期間に劣化状況評価の実施を予定する防災重点農業用ため池の箇所数を実施目標として記載する（記載例2(1)参照）。

また、地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当する防災重点農業用ため池については、基本的に前期に劣化状況評価を行うことが適当と考えられる。

なお、劣化状況評価の実施対象は、第1の2(2)エ及びオに該当する全ての防災重点農業用ため池となることに留意する。

### 2 劣化状況評価の評価方法

劣化状況評価は、農林水産省が別途発出する通知等を参考に堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等について、現地計測等により実施する。

### 3 専門技術者及び学識経験者

専門技術者は、ため池整備を含む農業農村整備事業に関する経験又は資格を有する者（土地改良事業団体連合会に所属する技術職員を含む。）を想定している。

学識経験者は、農業用ダム又は農業用ため池に関する調査、設計及び施工に関する高度な専門技術又は知識を有する者を想定している。

### 4 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたものの変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、劣化の進行に伴う決壊が生じないよう必要に応じ定期的に堤体、洪水吐き、樋管等の漏水・変形等の劣化状況を適切に観察する。

都道府県又は市町村は、速やかに経過観察を行う者（都道府県、市町村、所有者（ため池管理保全法第2条第2項に規定する管理者を含む。以下「所有者等」という。））を定めるとともに、都道府県は、推進計画に経過観察を行う者を記載する（記載例2(2)参照）。

ただし、経過観察を行う者の推進計画への記載は、第6の3に規定する推進計画の変更を行う場合に、併せて行うこととする。

都道府県又は市町村は、当該経過観察を行う者に対し、漏水量及び堤体の変形状況の計測方法並びに計測頻度等を指導し、確実に経過観察が行われるよう必要な援助を行う。

また、都道府県又は市町村は、経過観察を行う者に対し、毎年1回以上（報告頻度は、変状等の状況に応じて設定すること。）経過観察の結果を報告するよう求め、防災工事的必要性について適宜判断する。なお、報告書については、参考様式を参照して作成する。

## 5 劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池の取扱い

劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、効率的な防災工事の実施のため、設計に際し、第3に規定する地震・豪雨耐性評価を併せて実施する。

地震・豪雨耐性評価の結果に基づき防災工事は不要であると判断された防災重点農業用ため池については、劣化対策に係る防災工事を実施する。

また、地震・豪雨耐性評価の結果に基づき防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、必要な耐震対策又は豪雨対策に係る防災工事を劣化対策に係る防災工事と一体的に実施する。

## 6 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、都道府県又は市町村は、防災工事が完了したものも含め、都道府県及び市町村内に存する防災重点農業用ため池について、市町村、所有者等が行う定期的な点検により、決壊の危険性を早期に把握するよう努める。

なお、定期点検の頻度及び定期点検を行う者については、推進計画に記載する（記載例2(3)参照）。

## 第3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項（法第5条第2項第3号関係）

地震・豪雨耐性評価は、事業主体による防災工事的必要性についての判断に資するため、専門技術者が貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき構造解析等を行い、地震又は豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び防災工事的必要性の判断に当たっては、防災重点農業用ため池の重要度に応じて耐震性能を照査するとともに、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

## 1 地震・豪雨耐性評価の推進計画

地震・豪雨耐性評価の実施には、一定の期間及び経費が必要であり、多数の防災重点農業用ため池について短期間で評価を完了させることは困難である。

このため、地震・豪雨耐性評価の対象は、基本指針第3の2(1)に規定する地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当する防災重点農業用ため池を優先し、法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手することを目標とする。

基本指針第3の2(1)②に規定する「緊急輸送を確保するため必要な道路」とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連結し、又は指定拠点を相互に連結する緊急輸送道路をいう。

推進計画では、計画的に地震・豪雨耐性評価を行うため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度を踏まえ、それぞれの期間に地震・豪雨耐性評価の実施を予定する防災重点農業用ため池の箇所数及び個々のため池に関する情報（名称、所在地、堤高、貯水量等）を実施目標として記載する（記載例3(1)参照）。

なお、地震・豪雨耐性評価の対象は、第1の2(2)ウ②から④まで及びオ②に該当する全ての防災重点農業用ため池並びにオ①の中で劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたものとなることに留意する。

## 2 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、防災重点農業用ため池の貯水量が大きい、浸水区域に多くの住宅又は重要な施設が存するなど、当該防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認めるものが想定される。

## 3 地震・豪雨耐性評価の評価方法

地震・豪雨耐性評価は、農林水産省が公表している土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に、地質調査、土質調査及び降雨データの収集を行い、堤体の耐震計算、洪水吐きの流量計算等により実施する。

## 4 専門技術者及び学識経験者

専門技術者及び学識経験者は、第2の3に規定する者を想定している。

## 5 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池の取扱い

地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、効率的な防災工事の実施のため、設計に際し第2に規定する劣化状況評価を一体的に実施する。

劣化状況評価の結果に基づき防災工事は不要であると判断された防災重点農業用ため池については、耐震対策又は豪雨対策に係る防災工事を実施する。

また、劣化状況評価の結果に基づき防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、必要な劣化対策に係る防災工事を、耐震対策又は豪雨対策に係る防災工事と一体的に実施する。

## 第4 防災工事の実施に関する事項（法第5条第2項第4号関係）

### 1 防災工事（廃止工事を除く。）

防災重点農業用ため池に係る防災工事（廃止工事を除く。）は、劣化状況評価等の結果に基づき、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に、劣化の改善方法と、堤体のすべり破壊及び浸透破壊に対する安定性、設計洪水量を安全に流下させるために必要な洪水吐き能力、堤防高等の施設構造等について一体的に検討し、当該防災重点農業用ため池について所要の安全性が確保できるよう実施するものである。

### 2 廃止工事

#### (1) 廃止工事の実施

現に、農業用水の貯水池として利用されていない防災重点農業用ため池については、管理が十分に行われなくなり、決壊のおそれが高くなることから、所有者等と調整の上、廃止工事により貯留機能を喪失させ、決壊による水害その他の災害を防止することが適当である。

また、農業用水の貯水池として利用する見込みがない、すなわち、農業用水の利用者が今後当該農業用水を利用しなくなることを意思表示している防災重点農業用ため池については、所有者等と調整し、近傍の農業用ため池等への統廃合や代替水源の確保と一体的に当該防災重点農業用ため池の廃止を検討することが適当である。

なお、所有者等が確知できない場合、都道府県知事は、ため池管理保全法第11条第1項第2号に規定する代執行により必要な防災工事を行うことが適当である。

#### (2) 廃止工事の実施に当たっての留意事項

防災重点農業用ため池の堤体の撤去による廃止工事を行うに当たっては、貯水池の跡地に集まる流水を安全に流下させるための護岸、下流取付水路等の必要な施設を併せて整備する。

また、雨水を一時貯留し、洪水の発生を抑制する機能を有している防災重点農業用ため池を廃止するに当たっては、雨水の一時貯留機能を存置したまま農業用水の貯留施設としての機能を喪失させるための廃止工事を行うことができる。

ただし、このような廃止工事を行う場合は、存置する施設の財産の移管先及び管理者、存置する洪水調節容量並びに当該廃止工事に係る費用分担について、あらかじめ都道府県又は市町村の治水担当部局と調整する。

さらに、存置した堤体が、雨水の一時貯留中に決壊した場合においても、当該決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがないことを明らかにする必要があることから、令各号に掲げる要件に該当しないことを確認する。

### 3 防災重点農業用ため池を他用途に転用する場合

防災重点農業用ため池を他種用水の貯留施設として転用（以下「他用途転用」という。）する場合、都道府県及び市町村は、当該防災重点農業用ため池の所有者等と他用途転用後の施設の利用予定者等が十分に調整し、所有権の移転により農業用ため池としての機能を廃止するよう指導する。農業用ため池の機能を廃止した場合、ため池管理保全法第4条第2項に基づく廃止の届出を行うとともに、防災重点農業用ため池の指定の解除を行う。

#### 4 防災工事の推進計画策定

劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、防災工事の実施に要する期間を考慮し、当該工事を計画的に行うことが重要である。

推進計画では、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、それぞれの期間に防災工事を予定する個々の防災重点農業用ため池の箇所数及び個々のため池の情報（名称、所在地、堤高、貯水量等）を実施目標として記載する（記載例4(1)参照）。

なお、防災工事の優先度は、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度又は劣化の程度を踏まえたものとする。

また、所有者等と調整し廃止することとされた防災重点農業用ため池については、廃止工事を行うものとして推進計画の変更を行うことが適当である。

#### 5 防災工事の実施に当たって配慮すべき事項

都道府県又は市町村は、防災重点農業用ため池に係る防災工事の実施に当たっては、生物の多様性の確保を始めとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に配慮することが適当である。

##### (1) 文化財保護担当部局との調整

都道府県又は市町村は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条の規定に基づき史跡・名勝等に指定されている農業用ため池、重要文化的景観の構成要素となっている農業用ため池及び史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する農業用ため池について、法第4条第1項の規定に基づき防災重点農業用ため池に指定し、法第5条第1項に規定する推進計画に位置付ける場合にあっては、都道府県又は市町村の文化財保護担当部局に指定内容等を連絡するとともに、防災工事の実施に当たり、具体的な工事内容（地形の改変等の有無）を検討する段階から、時間的余裕をもって文化財保護法に基づく手続に係る準備を行うこと。

##### (2) 環境担当部局との調整

都道府県又は市町村は、絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行うこと。なお、防災重点農業用ため池を廃止するに当たっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、都道府県の環境担当部局と相談の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講ずること。

##### (3) 上水道担当部局との調整

都道府県又は市町村は、上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容が明らかになった段階で、都道府県又は市町村の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行うこと。なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

##### (4) その他

都道府県又は市町村は、堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって都道府県又は市町村の当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行うこと。



## 6 その他

防災工事を集中的かつ計画的に推進するためには、施設の調査・設計のほか、防災重点農業用ため池の所有者や利用者等との調整、関係法令に基づく手続等を円滑に進める必要がある。

これらの調整、手続等については、都道府県、市町村、ため池所有者及び管理者が相互に協力して進めるものとする。

## 第5 防災工事等の実施に当たっての都道府県及び市町村の役割分担及び連携に関する事項（法第5条第2項第5号関係）

### 1 都道府県及び市町村の役割分担等

防災工事等の実施に当たっての都道府県及び市町村の役割分担は、基本指針第3の4に規定する事項に加え、都道府県及び市町村内に存する防災重点農業用ため池の数、都道府県及び市町村の組織体制等も踏まえて検討する。

なお、防災重点農業用ため池の所有者（農業団体に限る。）が防災工事等の実施主体となることも可能であることから、都道府県又は市町村は、個々の防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施に当たり、所有者に対しあらかじめ必要な情報提供を行い、所有者が実施主体となることを希望する場合には、必要な協力を努める。

### 2 協議会等の活用

都道府県及び市町村の情報共有は、基本指針第4の2に規定する応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置を確実に実施するためにも重要であり、連絡体制を構築し、適宜、地域課題の解決を図ることが適当である。

基本指針第3の4に規定する調整・連携を行う場として、地域の実情に応じて、都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者が参画する協議会等を設置する。

### 3 土地改良事業団体連合会の協力

法第6条第1項に基づき都道府県が実施する技術的な指導、助言その他の援助については、土地改良事業の経験及び技術力を有する土地改良事業団体連合会の協力を得ることが有効である。

既に、「ため池サポートセンター」が設置され、ため池整備に対する知見、能力を有する土地改良事業団体連合会がその実務である点検調査、現地パトロール、劣化状況評価等の活動を担っている先進的な事例もあることから、これらの事例を全国的に広めていくことが適当である。

このため、都道府県は、必要に応じ土地改良事業団体連合会に協力を求め、同連合会が有する知見、能力を推進計画の円滑な実施に活かすよう努めること。

## 第6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

### 1 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速

やかに防災工事を実施し、所要の安全性を確保する必要があるものの、対象となる防災重点農業用ため池の箇所数が多い等の理由により防災工事の完了までに一定の期間を要する場合が想定される。

このような場合、都道府県又は市町村は、防災工事が完了するまでの当面の間、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット設置、漏水を拡大させないための施設設置、損傷箇所の補修等）及び管理・監視体制の強化を図る。地震又は豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊のおそれが生じた場合、都道府県又は市町村は、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、管理者と連携し的確に実施する。

## 2 ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、ICTを含む先進技術を導入し、遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等を積極的に行うことが有効である。

## 3 推進計画の変更

法附則第3項に規定する法の施行後5年を目途とする検討結果を踏まえ、要すれば法第5条5項の規定に基づき推進計画を変更すること。

地元調整等により推進計画に位置付ける防災工事等の実施時期が前期から後期へ変更となった場合、都道府県は、推進計画の変更の際に、当該防災工事等の実施時期の位置付けを改めること。

なお、後期に防災工事等の実施を予定する防災重点農業用ため池であっても、劣化状況評価等の結果、決壊のおそれが高いことが確認されたものについては、速やかに防災工事等に着手し国民の生命及び財産の保護に努める必要があることから、都道府県又は市町村は、当該防災重点農業用ため池について防災工事等に着手した場合、遅くとも当該工事が完了するまでの間に推進計画を変更し、実施時期を改めること。

(参考様式)

防災重点農業用ため池経過観察結果報告書

1 ため池名称	〇〇池（まるまるいけ）		
2 データベースコード番号			
3 ため池所有者及び管理者	所有者：〇〇、管理者：〇〇		
4 所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
5 ため池諸元	堤高：〇m、堤長：〇m、総貯水量：〇千m <sup>3</sup>		
6 点検状況	1 管理者常駐（管理所） <input checked="" type="radio"/> 2 定期的に巡回（頻度 〇〇に〇回程度） 3 不定期に巡回（1年に〇回程度）		
7 点検履歴（直近）	点検年月日	〇年〇月〇日	
	点検結果	堤体	C:劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。
		法面・斜面	C:劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。
		洪水吐き	B:部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。
		取水・放流施設	D:安全であり、通常の管理で問題ない。
その他施設	D:安全であり、通常の管理で問題ない。		
8 経過観察年月日	〇年〇月〇日		
9 経過観察者			
10 経過観察結果	詳細は別紙参照		
(1) 堤体	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 <input checked="" type="radio"/> B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(2) 貯水池内・堤体周辺の法面・斜面	<input checked="" type="radio"/> C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(3) 洪水吐き	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 <input checked="" type="radio"/> A 対策が必要。		
(4) 取水・放流施設	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(5) その他施設	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
11 その他			

※ 補足事項

- 経過観察は、直近点検（劣化状況評価を含む）において、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断した箇所のみを対象とする。
- 経過観察は、農林水産省が公表している「ため池機能診断マニュアル」等を参考に実施する。  
なお、本様式は「ため池機能診断マニュアル」を参考としている。
- 調査結果の詳細は別紙に添付する。
- 調査結果の報告頻度は、変状等の状況に応じて設定する。

(記載例)

## 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

●●県

### 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

#### (1) ●●県における農業用ため池の概要

##### ア 現状と基本的な考え方

※地勢、社会的条件、農業状況、農業用ため池の箇所数、防災工事等に関する基本的な考え方等について整理する。

##### イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

※所有者別・管理者別（国又は地方公共団体、水利組合、土地改良区、集落又は個人、その他）の箇所数及び割合を整理する。

#### (2) ●●県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

※指定した防災重点農業用ため池の箇所数及び防災工事等の実施状況（15 ケースの箇所数）を整理する。

### 2 劣化状況評価の実施に関する事項

#### (1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和〇年までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： ▲か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： ▲か所

#### (2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

#### (3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、都道府県及び市町村内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：〇回／〇年

イ 定期点検を行う者：〇〇

※定期点検を行う者は、市町村、所有者等を想定している。

なお、サポートセンターや土地改良事業団体連合会に委託する場合は、委託者を記載する。

### 3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

#### (1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和〇年までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： ■か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： ■か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

#### (2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、〇とする。

※例えば、ため池の貯水量が大きい、浸水区域に多くの住宅又は重要な施設があるなど防災重点農業用ため池が決壊した場合に甚大な影響が生じるおそれがあるものが想定される。

### 4 防災工事の実施に関する事項

#### (1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： ◆か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： ◆か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

#### (2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： ▼か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： ▼か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

#### (3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

イ 環境担当部局との調整

ウ 上水道担当部局との調整

エ その他

## 5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

### (1) 防災工事等の実施主体

#### ア 劣化状況評価

(ア) 受益面積〇h a以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積〇h a未満の防災重点農業用ため池については市町村

#### イ 地震・豪雨耐性評価

(ア) 受益面積〇h a以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積〇h a未満の防災重点農業用ため池については市町村

#### ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積〇h a以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積〇h a未満の防災重点農業用ため池については市町村

#### エ 廃止工事

(ア) 受益面積〇h a以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積〇h a未満の防災重点農業用ため池については市町村

### (2) 技術指導等の内容

※ため池サポートセンターを土地改良事業団体連合会内に設置し巡回指導等を行う等

### (3) 情報共有及び連携の方法

都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、〇〇協議会を設置する。

構成員は、・・・とする。

会長は、・・・が務める。

事務局は、・・・が担う。

## 6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

### (1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

### (2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

防災工事等の推進に関する基本的な方針 ●●県

令和〇年〇月末時点

1 農業用ため池の概要								
(1)所有者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	( 17%)	( 17%)	( 17%)	( 17%)	( 17%)	( 17%)	( 100%)	
箇所数	100	100	100	100	100	100	600	
(2)管理者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	( 17%)	( 17%)	( 17%)	( 17%)	( 17%)	( 17%)	( 100%)	
箇所数	100	100	100	100	100	100	600	
<p>※国:行政財産として所有するものに限る。</p> <p>※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。</p>								
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等								
区分	内容						箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの						1	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの						4	
	①	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの					1	
	②	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)					1	
	③	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					1	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了						4	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					1	
	②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					1	
	③	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					1	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了						2	
	①	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					1	
	②	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					1	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了						2	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの					1	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし						2	
	①	今後廃止工事を行うもの					1	
	②	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					1	
合計							15	

防災工事等の推進計画（対象ため池一覧）

●●県

令和〇年〇月末時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m <sup>3</sup> )	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察※2	経過観察を行う者	

注) 記載内容は、令和〇年〇月末時点の確定値である。

※1 【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、法の有効期間の前期(R3~R7)に着手する又は実施中の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」を記入する。

※2 【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。



防災重点農業ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第5条に規定する防災工事等推進計画【イメージ体系図】

